



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 3 1 号

平成30年(2018年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部改正について(文化財保護課)	1
○こまちなみ保存建造物の登録について(歴史都市推進課)	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について(市民協働推進課)	2
○住民票の職権消除について(市民課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について(生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について( " )	3
○生活保護法の規定に基づく介護機関の指定について( " )	3
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について( " )	4
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の事業の廃止について( " )	4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について( " )	4
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の名称及び所在地の変更について( " )	4
○介護保険法の規定による事業者の指定について(介護保険課)	5
○介護保険法の規定による事業の廃止について( " )	5
○燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について(リサイクル推進課)	5
○都市計画の変更について(都市計画課)	6

○市道の区域の変更について(道路管理課)	6
○道路の供用の開始について( " )	7
○昭和50年告示第2号(金沢市収納代理金融機関について)の一部改正について(会計課)	7
○昭和52年告示第82号(金沢市収納取扱金融機関について)の一部改正について( " )	7
● 告 告	
○土地区画整理事業の終了の認可について(市街地再生課)	7
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について( " )	8
○開発行為に関する工事の完了について(建築指導課)	9
● 農 業 委 員 会 告 示	
○平成30年第3回金沢市農業委員会総会の招集について(農業委員会事務局)	9
● 消 防 局 告 告	
○消防車のサイレンの使用について(警防課)	9
● 公 営 企 業 告 示	
○昭和50年公営企業告示第2号(金沢市企業局収納取扱金融機関について)の一部改正について(企業総務課)	10
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について(建設課)	10
● 公 営 企 業 告 告	
○下水道排水設備工事業者の指定の取消しについて(企業総務課)	11
● 病 院 事 業 告 示	
○平成25年病院事業告示第2号(金沢市立病院収納取扱金融機関について)の一部改正について(市立病院事務局)	11

## 告 示

### ●金沢市告示第64号

平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

表中「俵 外与吉」を「俵 鈴枝」に、  
 「金沢市菊川1丁目11番5号  
 平木 辰子」を「金沢市菊川1丁目11番6号  
 平木 雄吉」に改める。

●金沢市告示第65号

金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第12条第1項の規定によりこまちなみ保存建造物を登録するので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

番号	名称	所在地	所有者	登録年月日
54	尾山家住宅	金沢市大野町4丁目84番地	金沢市大野町4丁目ハ12番地2 尾山 真智子	平成30年3月22日
55	新保家住宅	金沢市大野町3丁目42番地1	金沢市大野町3丁目42番地 新保 和子	平成30年3月22日

●金沢市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

区分	変更事項	変更前			変更後			変更年月日
		町の名称	字	地番	町の名称	字	地番	
高尾町会	区域	高尾町	ソ	全域	高尾町	ソ	全域	平成30年 2月19日
			タ					
			チ					
			ツ					
			ニ	18番		ヌ	18番	
			ハ	全域		ハ	全域	
			リ	95番、134番		リ	95番、134番	
			ル	1番、9番、12番～15番、 22番1、22番5、22番6、 23番、24番、40番、41番 1、48番		ル	1番、9番、12番～15番、 22番1、22番5、22番6、 23番、24番、40番、41番 1、48番	
		レ	全域	レ	全域			
		高尾台	2丁目	184番	高尾台	2丁目	184番	
3丁目	310番、312番		3丁目	198番1、310番、312番、 315番				
4丁目	65番、88番		4丁目	65番、88番				
高尾南	2丁目	6番、12番、20番	高尾南	2丁目	6番、12番、20番			
				3丁目	29番2			
双葉町会	代表者の氏名及び住所	杉本 雅宏 金沢市駅西新町1丁目24番13号			吉田 大 金沢市駅西新町1丁目29番1号			平成30年 2月4日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	前田 進一 金沢市御所町1丁目93番地			市川 勉 金沢市御所町1丁目176番地			平成30年 3月4日

館山町会	主たる事務所 の所在地	金沢市館山町へ15番地15	金沢市館山町へ17番地	平成30年 1月1日
	代表者の氏 名及び住所	四尾 義久 金沢市館山町へ15番地15	細山 満 金沢市館山町へ17番地	

## ●金沢市告示第67号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成30年3月1日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市増泉1丁目16番30号（レジデンスさんと・501号）	前田ミク アントニアマリア	女	平成26年12月7日

## ●金沢市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
まえた整形外科・骨・関節 クリニック	金沢市直江町38街区8番地	金沢市直江東1丁目60番地	平成30年1月27日

## ●金沢市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
此花町浦田クリニック	金沢市此花町2番8号	平成30年1月31日
小坂眼科医院	金沢市涌波1丁目2番24号	平成30年2月11日
ウェル金沢訪問看護ステーション	金沢市御所町1丁目340番地	平成30年2月28日

## ●金沢市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1740142938	泉丘薬局	金沢市泉野出町 3丁目1番13号	株式会社すずらん	平成29年11月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

## ●金沢市告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
1700100199	金沢市地域包括支援センターまがえ	金沢市馬替2丁目124番地 1	金沢市馬替2丁目125番地	平成29年12月27日

## ●金沢市告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1710121011	医療法人社団ホスピーー此花町 浦田クリニック	金沢市此花町2 番8号	医療法人社団ホスピーー此花町 浦田クリニック	平成30年1月31日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

## ●金沢市告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

施術者	施術所		指定年月日
	名称	所在地	
川上 智	学校法人 木島学園 木島接骨院	金沢市山の上町4番22号	平成30年2月1日

## ●金沢市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14

条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定を受けた施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

施術者	施 術 所				変更年月日
	名 称		所 在 地		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
今川 真昭	学校法人 木島学園 木島接骨院	学校法人 木島学園 木島接骨院 小坂院	金沢市山の上町4番22号	金沢市小坂町中99番地1	平成30年2月1日
渋谷 利之	学校法人 木島学園 木島接骨院 小坂院	学校法人 木島学園 木島接骨院 大額院	金沢市小坂町中99番地1	金沢市大額3丁目165番地	平成30年2月1日

#### ●金沢市告示第75号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770105664	訪問介護 ゆとりの園西金沢	金沢市米泉町7丁目59番地	株式会社ゆとりの園	平成30年2月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770106118	アイテム金沢	金沢市米泉町2丁目76番地1	株式会社サンウエルズ	平成30年2月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

#### ●金沢市告示第76号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770101804	株式会社アイテム	金沢市米泉町2丁目76番地1	株式会社アイテム	平成30年2月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

#### ●金沢市告示第77号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 委託した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに委託した期間

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（事務所の所在地）	委託した期間
有限会社エー・アイ 代表取締役 的場 昭浩	金沢市吉原町ホ3番地	平成30年2月5日から 平成30年3月31日まで
有限会社クリーニングショップ平木屋 代表取締役 平木 正見	金沢市百坂町イ9番地2	平成30年2月5日から 平成30年3月31日まで
朝日新聞金沢販売株式会社 代表取締役 平野 孝典	金沢市玉川町11番31号	平成30年2月21日から 平成30年3月31日まで
株式会社J Aアグリライン石川 代表取締役社長 竹田 直人	金沢市専光寺町口114番地1	平成30年2月21日から 平成30年3月31日まで
学校法人金沢学院大学 理事長 秋山 稔	金沢市末町10の5番地の1	平成30年3月6日から 平成30年3月31日まで
株式会社マルキ金沢支店 支店長 平野 勝英	金沢市神宮寺1丁目18番16号	平成30年3月13日から 平成30年3月31日まで
村田 陽平	金沢市もりの里1丁目149番地 杜の里ビル202号	平成30年3月13日から 平成30年3月31日まで
橋本 瑞生	金沢市天神町2丁目10番5号 205号	平成30年3月13日から 平成30年3月31日まで

- 2 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

### ●金沢市告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市新保本1丁目及び八日市4丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	ウッドパーク 新保本・八日市 地区地区計画

### ●金沢市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	横 山 町 線 17号	横 山 町 746番 先から 横 山 町 746番 先まで	旧	3.5	15.0
			新	4.0	15.0

●金沢市告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間					供用開始日	
横 山 町 線 17号	横	山	町	746番	先から	平成30年3月22日	
	横	山	町	746番	先まで		
横 山 町 線 22号	横	山	町	1007番	先から	平成30年3月22日	
	横	山	町	1001番	先まで		
粟 崎 4号	粟	崎	町	4	丁目	78番	平成30年3月30日
粟崎町4丁目線 25号	粟	崎	町	4	丁目	1番	
小 坂 64号	浅	野	本	町	ホ	224番	平成30年3月22日
浅野本町線 2号	浅	野	本	町	ホ	215番	
森 本 54号	不	動	寺	町	ホ	237番	平成30年3月30日
不動寺町線 7号	不	動	寺	町	ト	369番	

●金沢市告示第81号

昭和50年告示第2号（金沢市収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から効力を有するものとします。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

表中 「株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 金沢支店」を

「株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 金沢支店」に改める。

●金沢市告示第82号

昭和52年告示第82号（金沢市収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から効力を有するものとします。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

表中 「株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 金沢支店」を

「株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 金沢支店」に改める。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理事業の名称  
金沢市横山町地区土地区画整理事業

- 2 施行者の住所及び氏名  
共同施行代表者  
金沢市横山町18番60号  
池 田 弘 晶
- 3 事業施行期間  
平成28年2月1日から平成31年3月31日
- 4 施行地区  
金沢市横山町の一部
- 5 事務所の所在地  
金沢市横山町18番60号
- 6 施行認可の年月日  
平成28年1月28日
- 7 終了認可の年月日  
平成30年3月9日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合	昭和49年6月1日から平成30年3月31日まで	（施行地区） 金沢市太陽が丘1丁目、2丁目、3丁目並びに田上町テの全部、銚子町レ、ア及びサ並びに田上本町ツ、井、オ、ク及びヤ並びに元銚子口ヨ並びに田上本町ナ、マ、ケ、フ及びコ並びに田上町井、ユ及びメの各一部 〔1工区〕 金沢市太陽が丘1丁目の一部 〔2工区〕 金沢市太陽が丘1丁目の一部 〔3工区〕 金沢市太陽が丘2丁目の全部 〔4工区〕 金沢市太陽が丘3丁目の一部 〔5工区〕 金沢市太陽が丘3丁目の一部 〔6工区〕 金沢市銚子町レ、ア及びサ並びに田上本町ナ、井、ク、ヤ及びマの各一部 〔7工区〕 金沢市田上本町ツ、ナ、オ、ク、フ及びコ並びに田上町井、テ、ユ及び元銚子口ヨの各一部	金沢市太陽が丘2丁目1番地	昭和49年5月31日	事業施行期間 （変更前） 昭和49年6月1日から平成30年3月31日まで （変更後） 昭和49年6月1日から平成35年3月31日まで	平成30年3月13日



		[8工区] 金沢市田上本町ナ、ク、ヤ、ケ及び フの各一部			
		[9工区] 金沢市田上本町ツ、ナ、オ、ク、フ 及びコ並びに田上町テ、ユ、メ及び 元銚子口ヨの各一部			

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成30年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市大河南端町東103番	東京都杉並区天沼2丁目5番1号 サンライズ荻窪206 新谷 良子

### 農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成30年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月22日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

平成30年3月26日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

### 消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防衛訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成30年3月22日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（泉本町7丁目地内）

日 時 平成30年3月25日（日） 午前9時から午前9時30分まで

場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内（金沢市駅西消防署小坂出張所～東金沢駅口交差点～神宮寺二丁目交差点）

～金沢市立鳴和中学校)

日 時 平成30年3月25日(日) 午前10時から午前10時30分まで  
 場 所 金沢市金石消防署管轄区域内(金石西2丁目及び金石西4丁目地内)  
 日 時 平成30年3月25日(日) 午前11時から午前11時30分まで

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第9号

昭和50年公営企業告示第2号(金沢市企業局収納取扱金融機関について)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から効力を有するものとします。

平成30年3月22日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

表中 「株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 金沢支店」を  
 「株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 金沢支店」に改める。

### ●金沢市公営企業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月22日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成30年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 東御影町の一部
  - (2) 末町の一部
  - (3) 梅田町及び直江町の各一部
  - (4) 豊穂町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市東力町ハ272番地  
名称 西部水質管理センター
  - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
  - (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市下安原町東1301番地  
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成30年3月22日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
405	株式会社石川住宅管理	金沢市湊2丁目18番地2	平成30年2月28日
444	有限会社武部タイル店	金沢市直江町二25番地1	平成30年3月2日

## 病 院 事 業 告 示

## ●金沢市病院事業告示第1号

平成25年病院事業告示第2号（金沢市立病院収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から効力を有するものとします。

平成30年3月22日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

表中 「株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 金沢支店」を  
 「株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 金沢支店」に改める。

平成30年(2018年)3月22日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)3月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	